

# <記入例> 預金口座振替依頼書 (ダウンロード用)

「上下水道料金等のお知らせ」納入通知書などで「確認ください」

水道使用場所	お客さま番号	水道使用開始日、家族人数 <small>※水道使用開始と同時に口座振替を申し込む方のみ記入してください</small>	申込日	〇〇年〇〇月〇〇日
	1 7 3 2 4 0 7	〇〇年〇〇月〇〇日 2人		
	フリガナ スイドウ タロウ	電話番号(自宅・勤務先・携帯)		
	氏名 水道 太郎	000-000-0000		
住所	〒060-0041 札幌市中央区大通東11丁目23番地			
通知書送付先	水道使用場所と異なる場合のみ記入してください 〒 -			

新たに水道の使用を開始した方のみ記入してください

○ ご希望の口座振替(払込)日  
ご希望の日を○で囲んでください。「希望日なし」の場合は水道局が指定した日となります

5日 12日 20日 28日 希望日なし

○ ご利用口座 (ゆうちょ銀行を除く)

フリガナ	スイドウ ハナコ
氏名	水道 花子
口座名義人	通帳に記載されている氏名又は名称を記入してください。法人の場合は、肩書き・代表者名も必ず記入してください
電話番号	000-000-0000

お手元に通帳などをご用意のうえ、確認しながら記入してください

金融機関	銀行・信金・信組 金庫・農協 信連・信漁連	本店 支店 出張所	預金種目(どちらかに○) ①普通 ②当座
金融機関コード・店番(金融機関記入欄)	口座番号(右づめ記入)		お届け印
		1 2 3 4 5 6 7	

※この様式では、金融機関等の窓口でお取り扱いできません。下記の送付先まで郵送してください。

〒060-0041  
札幌市中央区大通東11丁目  
札幌市水道局 総務部 中部料金課 まで

金融機関受付印 (ゆうちょ銀行を除く)

印鑑ははっきりと押してください。印鑑が違うとき、不鮮明なときは返却されます。

《約定(金融機関あて)》(ゆうちょ銀行を除く)

- 貴行(金庫、組合)に請求書が送付されたときは、私に通知することなく、請求書記載金額を預金口座から引落しうえ支払ってください。この場合、預金規定又は当座勘定規定にかかわらず、預金通帳、預金払戻請求書の提出又は小切手の振出しはしません。
- 振替日において請求書記載金額が預金口座から払戻すことのできる金額(当座貸越を利用できる範囲内の金額を含む。)をこえるときは、私に通知することなく、請求書を返却してもさしつかえありません。
- この契約を解約するときは、私から貴行に書面により届出ます。なお、この届出がないまま長期間にわたり水道局から請求がない等相当の事由があるときは、とくに申出をしない限り、貴行はこの契約が終了したものとして取扱ってさしつかえありません。
- この預金口座振替についてかたがちに紛議が生じても、貴行の責めによる場合を除き、貴行には迷惑をかけません。

《約定(札幌市水道局あて)》

- 振替不能が3回以上続いたときには、口座振替登録を抹消してもさしつかえありません。

記入がない場合は水道使用場所へお知らせしませす

(きりとり線)

# 札幌市上下水道料金 預金口座振替依頼書 (ダウンロード用)

御中

水道使用場所	お客さま番号	水道使用開始日、家族人数 <small>※水道使用開始と同時に口座振替を申し込む方のみ記入してください</small>	申込日	年 月 日
		年 月 日 人		
	フリガナ	電話番号(自宅・勤務先・携帯)		
	氏名	-		
住所	〒 -			
通知書送付先	水道使用場所と異なる場合のみ記入してください 〒 -			

○ ご希望の口座振替(払込)日  
ご希望の日を○で囲んでください。「希望日なし」の場合は水道局が指定した日となります

5日 12日 20日 28日 希望日なし

○ ご利用口座 (ゆうちょ銀行を除く)

フリガナ	
氏名	通帳に記載されている氏名又は名称を記入してください。法人の場合は、肩書き・代表者名も必ず記入してください
口座名義人	
電話番号	-

金融機関	銀行・信金・信組 金庫・農協 信連・信漁連	本店 支店 出張所	預金種目(どちらかに○) 1普通 2当座
金融機関コード・店番(金融機関記入欄)	口座番号(右づめ記入)		お届け印

○金融機関処理欄(ゆうちょ銀行を除く)

金融機関受付印 (ゆうちょ銀行を除く)

印鑑ははっきりと押してください。印鑑が違うとき、不鮮明なときは返却されます。

《約定(金融機関あて)》(ゆうちょ銀行を除く)

- 貴行(金庫、組合)に請求書が送付されたときは、私に通知することなく、請求書記載金額を預金口座から引落しうえ支払ってください。この場合、預金規定又は当座勘定規定にかかわらず、預金通帳、預金払戻請求書の提出又は小切手の振出しはしません。
- 振替日において請求書記載金額が預金口座から払戻すことのできる金額(当座貸越を利用できる範囲内の金額を含む。)をこえるときは、私に通知することなく、請求書を返却してもさしつかえありません。
- この契約を解約するときは、私から貴行に書面により届出ます。なお、この届出がないまま長期間にわたり水道局から請求がない等相当の事由があるときは、とくに申出をしない限り、貴行はこの契約が終了したものとして取扱ってさしつかえありません。
- この預金口座振替についてかたがちに紛議が生じても、貴行の責めによる場合を除き、貴行には迷惑をかけません。

《約定(札幌市水道局あて)》

- 振替不能が3回以上続いたときには、口座振替登録を抹消してもさしつかえありません。